



別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成23年 第 7号
受付日	平成23年 8月 11日
送付日	平成23年 8月 11日
答弁受理日	平成23年 8月 31日

文書質問書



四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	小川政人
所管部局	塚田 博 上下水道事業管理者

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

一、平成十二年九月の東海豪雨時における十四川溢水及び水害訴訟についてと、七月二十二日と八月五日の答弁書に対する再質問。質問対して的確にお答えください。

質問 1、本年の6月議会で、「十四川は上流にネック箇所で流れる水しか下流には流れていかない。」と答えたのは、「十四川に関する一般的認識を示した」と答えるが、「河川の計算でいけば、川から溢れる、溢れないというのは出ます。」と答えていますが、河川計画（河川の計算）では、十四川は東海豪雨当日に、樋門を開けていてもあふれますか。裁判所の判断ではなく河川水理工学の考え方を教えてください。

質問 2、東海豪雨当日、十四川の未改修の近鉄橋梁より上流のネック箇所では溢水していないのに、改修済みのJRより下流の樋門付近で溢水したとすれば、樋門を開扉していても、十四川のネック箇所は樋門ということになるが、それで正しいですかお尋ねします。

- 質問 3、「十四川は北星高校付近がネック箇所と考えている」と答えられましたが、東海豪雨当日は北星高校付近（ネック箇所）で溢れなかったのに、なぜ当日樋門を開いていても、十四川は JR より下流で溢れるのですか
お尋ねします。裁判所の判断ではなく河川水理工学の考え方を教えてください。
- 質問 4、国権の最高機関である裁判所は、本来誤審はあってはならない。裁判所の誤審を正すことも国民の務めだと思いますが、いかがお考えですか、お答えください。何度も同じ質もをさせないで下さい。
- 質問 5、平成 15 年 12 月議会で、塚田上下水道事業管理者（当時都市整備部長）が、「十四川は上流にネック箇所で流れる水しか下流には流れていかない。」と答えたのは、「十四川に関する一般的認識を示した」と答えたが、井上市長及び上下水道局は十四川の河川管理の責任者の認識とは反対の主張を裁判所でした。このことが裁判所で嘘をついたことになると思いますがいかがお考えですか、お答えください。
- 質問 6、「十四川は上流にネック箇所で流れる水しか下流には流れていかない。」という、「十四川に関する一般的認識」は河川計画（河川の計算）に基づく認識ではないのですか、お尋ねいたします。
- 質問 7、井上市長及び上下水道局は、水理工学の専門知識のない裁判官に「十四川に関する一般的認識」と反対のことを主張して裁判所の判断を誤らした。平成二十一年九月定例議会の決算常任委員会で。当時の後藤都市整備部長は、「あの日は溢れません」という答えですわ。「河川計画上、水門を開いと思ったら、東海豪雨当日は溢れません」ということが、都市整備部長の答えだったものですから、それは裁判所の考えとは違うわけですから、附帯決議をつけて、その辺はきちっと調査をし直せと、議会は附帯決議をつけました。付帯決議を受けて都市整備部は、中部大学の工学部の建設工学科の松尾直規教授に調査依頼をいたしました。その調査結果が、この十四川の調整池の整備計画検討業務報告書というものです。伊藤都市整備部長は平成二十三年六月議会で「この報告では水門が開いていれば河川計画上は溢れないという結論が導かれている」と答えている。このことは「東海豪雨当日樋門を開いていても十四川は溢れる」という裁判所の判断が間違えていると本市の河川管理の責任者が答え

た。上下水道局は裁判所や市民を騙したことを認め裁判所や市民に謝罪すべきと考えるがいかがお考えでしょうかお尋ねいたします。

質問 8、市として正しいと判断して提出した証拠書類（乙 17 号証）についても、「日本上下水道設計株式会社よる乙 16 号証、乙 17 号証の各計算の内容及び方式は合理的なもので十分に信用できると認められる。」とはんだんされています。と回答するが、証拠書類（乙 17 号証）の十四川縦断面図は「ネック箇所（北勢実業高校付近）で、多くの水が溢れて川からこぼれ落ちる（約 10 m³/秒）が、そのこぼれ落ちた水をこぼれないことにして（水増しして）と計算している。」ということをも日本上下水道設計株式会社（乙 17 号証の作成者）の技術者も、私の追及で認めたとし、本市の都市整備部河川排水課や、上下水道局の技術部（乙 17 号証の作成依頼者）市長の前で認めたではないか。また、この乙 16 号証、乙 17 号証は北消防署に降った雨量を基に計算されているが、塚田上下水道事業管理者は平成十五年十二月定例議会で当時の都市整備部長として「四日市高校付近で水が漏れなかったのは十四川流域では北消防署に降ったほどの雨量は降らなかった」と答えている。また、後藤前都市整備部長は田中市長の前でも乙 16 号証、乙 17 号証は水が多く流れすぎて間違えていると認め、塚田上下水道事業管理者に作り直すよう進言したではないか。間違えた証拠書類を正しいものに作り直して裁判所に提出し直して裁判所の判断を仰ぐべきだと思いましたがいかがお考えかお尋ねいたします。

質問 9、後藤前都市整備部長の発言は「10 年確率の 72.8mm の雨では十四川は JR から下流では溢水しない」と言ったのではない。改修済みの JR から下流の雨量強度は 10 年確率の時間当たり 61.5mm（計画高水流量 19.0 m³/秒＝等流計算）であるのでネック箇所が上流になれば、10 年確率の 72.8mm（高水流量 20.6440 m³/秒＝不等流計算）の雨では溢れる可能性がある。後藤前都市整備部長が言うのは「未改修で 2 年確率の雨にしか対応できないネック箇所が JR より上流にあるから、ネック箇所より下流にはネック箇所ですら流れる水量（2 年確率の雨量＝計画高水流量 9.7 m³/秒＝等流計算）しか流れないので、水門を開いておれば十四川は改修済みの JR から下流では溢れない。上下水道局の職員でも推理計算のできる人なら、こうしたことはわかる」言った。塚田上下水道事業管理者（当

時都市整備部長)が「十四川は上流にネック箇所で行れる水しか下流には流れていかない。」と答えたのと同じであり、水理計算のできる人の「十四川に関する一般的認識であり」そのことを十年以上も黙っていたこと(井上市長や上下水道局の嘘の説明を見て見ぬ振りをしたこと)を反省したことばである。裁判所の判断ではなく上下水道局の水理計算のできる人でネック箇所がJRより上流にあるにもかかわらず水門を開いておいても十四川はJRから下流では溢れるという人がいるならなぜ溢れるか教えて下さい。

質問 10、上下水道局も認める実際より水増しされた乙 16 号証、乙 17 号証の浸水シミュレーションは、内水氾濫と十四川の溢水による水とを合わせた浸水シミュレーションであり、その結果善管注意違反のなかった場合は善管注意違反のあった場合より、富田地区の 10cm 以上に浸水区域が半減する善管注意違反による床下浸水・床上浸水がなくなっているのが明確に判明している。再調査しないならその住民に人災による浸水被害だったことを認めて謝罪するべきと考えますがいかがお考えですかお尋ねいたします。浸水がどこからの水であるかは関係ない浸水被害がなくなっていることが明らかである。ありのままを正直にお答えください。

質問 11、民事訴訟法では判決主文に理由の説明のない判決は違法とある。

ポンプの故障した水位は 3.2m であるのに上下水道局も認める実際より水増しされた乙 16 号証、乙 17 号証の最高水位は 3m 未満であるのになぜポンプが故障したのか説明せずにポンプ復旧費用の請求を却下したのは違法である。上下水道局は裁判の違法であることを正すべきである。その結果ポンプ復旧費用約 200 万円が返還されますが放棄するつもりですか、お尋ねいたします。背任行為になるのと違いますか、お尋ねいたします。

質問 12、過去にもいくつか最高裁判所の判決が覆されたことが有ります。

判決は間違えていても守らなければならないが、間違えた判決は直すことができると思いますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

質問 13、裁判所が樋門を開いていても樋門付近で溢れると判断したのに、塚田上下水道下水道事業管理者は都市整備部長時代に、なぜ裁判所の判断を無視して樋門を開けていればネック箇所より下流では溢れないと調整池の事業を強行したのですか、お尋ねいたします。

質問 14、私が篠原都市整備部長（平成十五年当時）に依頼して、アオイテックが作成し、裁判所に提出した資料（甲 24 号証）は、10 年確率（時間当たり 72.8mm）の降雨量データにより、十四川の流量計算を行ったのではない。十四川のネック箇所での最大流量（堤防より越水しない最大流量）を量ったもので、降雨量を量ったものではない。資料（甲 24 号証）によるとネック箇所での最大流量は、16.143 m³/秒（不等流計算）であり、ポンプ場への最大流量は 17.184 m³/秒（不等流計算）であり、樋門が開いていれば流れていき（JR より下流の計画高水流量 19.0 m³/秒＝等流計算）溢れないことが分かる。調整池の流量計算と降雨量の計算は、ネック箇所ですて堤防より 30 センチメートル下の高さを計画高水流量の水位として、計画高水流量を 14.053 m³/秒（不等流計算）と求め、時間当たり 72.8mm の雨を、十四川流域に降らした解析モデルを作り、ネック箇所は計算上（途中で溢れずに流れてくるとして）の高水流量を 20.644 m³/秒（不等流計算）と求めた。その差を 20.644 m³/秒－14.053 m³/秒＝6.591 m³/秒と求め、その水量を調整池に流入させるようにしたものである。このことから時間当たり 72.8mm の雨が十四川流域に降ればネック箇所ですて当然に溢れる。当日はネック箇所ですて溢れなかつたので十四川流域には時間当たり 72.8mm 以下の雨しか降らなかつたのが分かる。おそらく最高でも時間当たり 60mm 以下の雨だつたと推測できる。上下水道局は時間当たり 120mm の雨と時間当たり 72.8mm の雨とはケースが違ふというために、時間当たり 72.8mm の雨を強調しているが、時間当たり 120mm の雨でも、時間当たり 72.8mm の雨でもネック箇所から流れる水量は同じであり、樋門まで流れる水量も川の上に降つた雨の差分しか変わらない。裁判所はネック箇所ですて溢れたと認定したが、実際は溢れなかつたのだから真実を追求する立場から上下水道局は裁判所の間違ひを指摘するべきではないかお尋ねいたします。

質問 15、篠原元都市整備部次長は、井上市長や当時の下水道部の嘘の説明を正すために予算特別委員会でも「樋門が開いていれば溢れない」と答え、それを証明するための資料作りに一肌脱いでくれた。また、後藤前都市整備部長は、平成 13 年の東海道ウォークの打ち上げ時に、樋門が開いていれば溢れないと教えてくれ、予算特別委員会や決算常任委員会、本会議や田中市長の前でも、その発言は変えなかつた。それに比べると塚

田上下水道事業管理者は、今の地位に就くためか途中から、井上市長に魂を売り渡した。間違いと誤りを認めて市民のため真人間に戻るつもりはないのですか、お尋ねします。